**児童福祉法に定める欠格事由に関する誓約書**

　当法人（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の事項を誓約します。

記

　　児童福祉法第３５条の１５第３項の規定による家庭的保育事業等の設置認可の申請にあたり、保育士が児童福祉法第１８条の５各号のいずれにも該当しないこと。

|  |
| --- |
| 児童福祉法  第十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。  　一　心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  　二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者  　三　この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者  　四　第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者  五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 |

　　　　　年　　月　　日

越谷市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印